

### 環境倫理学の透視図

竹内, 昭

---

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 人文科学編 / 法政大学教養部紀要. 人文科学編

(巻 / Volume)

104

(開始ページ / Start Page)

17

(終了ページ / End Page)

38

(発行年 / Year)

1998-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004624>

## 環境倫理学の透視図

竹内 昭

一

人はときにこの世の住みにくさを感じる。それがふつうは人間関係に起因することは誰もが知っている。「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。兎角に人の世は住みにくい」と漱石が嘆息した(『草枕』)とき、明らかに人の世の住みにくさの要因を人間関係にみている。「智」「情」「意地」とはまさに「人の世」に作用することで、人間関係にはかならないからだ。しかし「住みにくさが高じ」て「安い所へ引き越したくな」って——そして「どこへ越しても住みにくいと悟った」のは漱石であるが、仮にその問題が一旦は解消したとしても、なお別の住みにくさが残っていると感じたとき、改めて周囲を見回す。そのとき目に映るのが、一時休戦した我・人ともに立つ生活の場である。こうして人間関係以外に別の住みにくさがあることに思いをいたしたとき、「人の世」には住み場所、すなわち環境が含まれることに気がついた。

いま巷間で「環境問題」がかまびすしくなった背景について、さしあたってざっとそんな経緯を考えてみる。そう考えて日々の新聞を広げてみても、それに関する記事のない日はないといっていいほどである。人間の住環境に関する事柄についてのさまざま不都合を環境問題というとして、もちろんそれがことさらに最近になってにわか

に注目されだした必然性はあるとしても、広くいえば人類発生ともにある問題といていい。遺跡の貝塚なども要するに古代のゴミ捨て場で、それには多かれ少なかれ、廃棄物処理の問題が絡まっていたはずである。環境問題は、人間が自然のなかで自然と関わりて生活する以上、避けて通ることはできないことはいうまでもない。

環境問題がここに来てとくに注目されだした詳しい要因の分析はともかくとして、ただ事実としてみても、近年の自然環境の悪化ははなはだしく、人間の生活基盤の崩壊といった危機意識が世界的な規模で広まりかつ高まってきたことは確かである。環境悪化に対する先覚者による警告は、一九六〇年代になると徐々に高まってくるが、そうした動きに呼応して、一九七〇年代に入って環境問題に関わる多様な文献が相次いで登場している。そしてそれを皮切りに、以後続々とさまざまな問題意識をもった関連文献が出現し、いまにいたっている。

\* 一九四九年に原著初版が出た文献(1)を例外として、文献(2)が一九六〇年代に、文献(3)、(4)、(5)等が一九七〇年代に英語圏で、日本では、文献(6)、(7)、(8)等が、一九七〇年代に出版されている。

なおここでは、なるべく一般に流布して手に取りやすい文献(翻訳書も含めて)をもとに、それらを素材に問題点を明らかにする方法をとり、環境問題の大枠を鳥瞰してみたい。「環境」という言葉自体に、およそ人に最も身近な問題であり、そうした問題意識をもった人の広い参加が前提されているからである。

しかしその割にというべきか、だからといったらいいのか、いまさまざまにいわれている環境問題は錯綜して全体像をつかみにくい面がある。環境問題といっても様ではなく、いろいろなアプローチが可能だからだ。そうした事態を指して「環境問題複合体」といった研究者もいるほどである。あるものはその思想的な背景を探り、あるものはその意識の歴史を論じ、またあるものは社会・政治運動として関与し、さらにあるものは具体的な技術問題として研究し、そしてあるものはその事業としての可能性を模索する。すなわち、現実のゴミなどの廃棄物処理の面から関われば、行政の問題として取り上げられなければならない。その具体的な処理技術の面からは、化学や生物学などの科学的研究が必要になる。日常の消費生活に関する面で関与すれば、経済・経営の問題も視野に入れなければならない。その面でむしろ積極的に関与して、いわゆるエコビジネスが企てられたりする。あるいは

貿易、たとえば木材の輸入の面から考えれば、熱帯雨林の伐採の問題となり、この局面からは、南北問題といった国際政治・経済問題がクローズアップしてくる。それらをすべて視野に入れて、思想的・意識的背景を探るという課題をたてれば、環境哲学、エコエティカ、あるいは環境倫理学などと名づけられる研究分野による探究になる。

ここではこうしたさまざまな局面をもつ環境問題を、最も広い意味での「倫理」の問題と規定して、その視点からその全体像の透視図を描いてみたい。倫理とはもともと人のあるべき生き方のことであり、人が生きるためには〈他者〉との関係を無視することはできず、その〈他者〉を何と考えるかによってその論に時代の変遷があるとしても、その基本構想は変わらない。「環境」を人間と〈他者〉との関係の場と考えるかぎり、そこには単に「ある」という事実概念ではなく、「あるべき」という価値概念が含まれ、したがってすでに倫理観念が前提されているからである。自然環境は悪化したというけれども、仮に自然を人間から切り離してそのものとして見れば、それは悪化したのではなく事実として変化しただけで、善悪を超越している。それを悪化したとみること自体が、すでに自然があるべきものとして価値の次元でとらえている。自然を人間の行為の場所、〈他者〉との関係の場所、すなわち「環境」ととらえるから、それが悪化したと考えるのであって、そのこと自体、価値に関わっていることを示している。人間の行為の関与によってその場所が善悪両様に影響されるなら、当然環境は人間の生き方に関わってくる。したがっておよそどのような環境問題へのアプローチでも、結局は「人間とその行為の場所はどうあるべきか」という基本問題を欠くことはできず、そうならそれらはすべて広い意味での倫理学、そしてその下位概念としての「環境倫理学」の課題とならざるをえないことになる。

〈他者〉の変遷によって倫理の視点が広がってきた状況と、その〈他者〉の内部構造を腑分けして「環境倫理学」の透視図を描いてみよう、というのがここでの論点であるが、そのためにまず〈他者〉の拡大のさまをざっと確認しておこう。

新しい視点からみた〈他者〉とは、シュレーダー・フレチエツト<sup>10)</sup>が諸論者の説をまとめるところによれば、「生命」で、人間中心主義から生命中心主義への視点の移行が新しい倫理学、すなわち環境倫理学を生んだという。すなわ

ちあらゆる存在は、平等で内在的な価値、それ自体における価値をもっているという主張である。しかしシュレーダー<sup>11</sup>フレッチェット自身は、他の論者とともに、あくまでも人間中心主義でなければならぬといひ、生命体平等主義は、人間を「環境ファシズム」の犠牲にすると反論する。

ナッシュ<sup>12</sup>は〈他者〉を広く「自然」とみなし、その権利が拡大していくさまを思想的に解明していく。すなわち、道徳には人間と自然との関係が含まれるべきである、という考えを歴史的に明らかにし、倫理学は人間関係に専心するという考え方から転換して、その対象を自然一般、あるいは環境にまで拡大すべきであるという思想の形成過程を検証する。そのために彼は、人間は動植物に対して支配権をもっているという創世記の思想を検討して、そこからすべての自然物（人間、動植物、無生物）間の平等性という環境思想がどのように形成されたかを論ずる。

「エコエティカ *eco-ethics*」を提唱したのは今道友信<sup>13</sup>であるが、それは「人類の生息圏の規模で考える倫理」と規定され、「生圏倫理学」とも呼ばれる。生圏とは、要するに人間とその行為の場所としての環境を含めた生態系全体のことだから、したがってこの場合〈他者〉は「生態系全体」とみなすことができる。今道によれば、人間の技術が未熟であった時代は、環境としての自然は自然のままであり、したがって倫理は対人倫理で済んでいて、それは自然を超えたところで、文字どおり *meta-physics* として成立した。しかし技術が進んで拡大して環境としての自然に大きな影響を与えるようになると、環境は自然環境から技術環境に変化するにいたり、したがってその技術に対する反省、すなわち *meta-technica* が必要となって、新たに対物倫理としての倫理学が要請されなければならないのである。その意味でいえば、倫理は技術が関与する「物」にまでおよぶことになり、対人から対物に移行する。したがってここで〈他者〉は広義の「物」ということができる。

この「物」をさらに具体的に「土地」と規定し、「土地倫理 *land ethic*」を提唱したのはレオポルド<sup>14</sup>である。倫理的〈他者〉の変遷について彼はいう、はじめは人間であったが、ついで社会が強調され、さらにいまや土地をいわたるべき仲間とみなさなければならぬときにいたった、と。すなわち「土地は単なる土ではなく、土、植物、動物という回路を巡るエネルギーの源泉である。食物連鎖はエネルギーを上方の層に送る生きた回路である。死と

腐敗によってそれはまた土に還る」のである。要するに土地倫理とは、土地とそこに生育する動植物に対する人間の立場をあつかう倫理なのである。

ここでいう「生命」「自然」「生態系」「物」「土地」をすべて環境という上位概念で括ることができるなら、これらを対象とする理論はみな環境倫理学ということができる。すなわち新しい倫理的〈他者〉は、こうして「環境」にまで拡大したのである。

ここではまず、「倫理」の意味を確認したうえで、新しい倫理の視点を概観するために、その視点の移行を倫理的な〈他者〉の変遷とみてその経緯をあらましみた。しかし、〈他者〉の視点が広がっても、人のあるべき生き方という倫理の基本構想は変わらないとしても、実際に〈他者〉が環境へと拡大して考察されるさまざまな理論は多様でかつ錯綜している。場合によっては、たとえば「人間中心主義」対「人間非中心主義」にみられるように、完全に相対立した理論が並立して論じられている。事実の認識問題ならともかく、倫理のような人のあるべき生き方にかかわるのびきならない価値問題で、Aもあります非Aもあります、では混乱する。そうしたいわば「環境問題複合体」を整理して新しい視点の理論的な透視図を描いてみたくうえで、その共通な思考基盤を試みてみようというの、ここでのもくろみである。

## 二

ここでは拡大した〈他者〉としての「環境」がどのような問題としてとらえられているかを検証するために、「環境問題複合体」としての各説を整理してみよう。まず全体的の見通しをよくするために、整理の大枠として、環境倫理学の諸説を「目的の説」としての〈思想的基盤〉の理論と、「手段の説」としての〈現象対策〉の理論とに分けてみたい。

## A 思想的基盤

人の意識は旧弊に安住しやすく、なかなか変わらないものだ。しかし生き方の変更を求められるような問題が出れば、意識改革をしなければ対応することができない。環境の悪化が叫ばれば、その原因を除去しなければならぬ。その原因除去の技術的方策を講ずる前に、あるいは並行して、そうした原因をもたらした事態を反省しなければならぬ。すなわち意識改革としてどう対処すべきか、という問題意識である。そうした背景から出たと考えるのがここでいう〈思想的基盤〉である。事態の反省には目的意識が含まれているから、環境問題の〈思想的基盤〉を問うというのは、自ずから環境問題の目的を明らかにするという課題をもっていることになる。もともとこうした反省の上に立って、その思想的基盤の考察という課題をもって成立したのが、環境倫理学、エコフィロソフィー、エコエティカ等、と呼ばれる新しい分野であろう。

ここでは思想的基盤を明らかにするためにその基本的な考え方を概観するのが主眼であるから、いまは環境思想成立の歴史的な事実問題には言及しない。

\* 環境思想成立の歴史的な研究は数多くある。管見のかぎりでは、たとえば文献(4)では、環境問題に関わるヨーロッパの自然観の伝統が、東洋思想との比較研究の手法で手際よく論じられている。また文献(11)は、アメリカ思想史に傾くが、「自然の権利」思想の歴史的拡大の状況が的確に概観されている。文献(13)の1は、これまた主としてアメリカの多様な文献による翻訳のアンソロジー(前者の別の論文も含む)であるが、環境思想の歴史的出現のさまが鳥瞰できる。文献(14)では、とくに第一章で「環境倫理思想の系譜」が簡潔にまとめられている。

環境問題の基本的な考え方の全体像については、シュレーダー・フレチェットが詳細にかつ手際よく整理している<sup>(10)</sup>。ここでは諸家による諸論文のアンソロジーを編んで、相対する基本主張を紹介したり、その問題点を、白著論文によって編著者自らの態度を明確にして、あるときには批判的にあるときには同調的に吟味したりといった手法をとっている。ここでは大きく四部に分類されているが、ここで〈思想的基盤〉の枠組としては、第一部「理論的

枠組」と第二部「権利・義務・環境」で論じられる問題を吟味してみよう。

\* この書の第一部と第二部では、いわば一般的かつ理論的な問題群があつかわれ、第三部「社会正義と環境」と第四部「現代のディレンマ」では、むしろ具体的かつ現実的なテーマが取り上げられていると考え、ここでは前者を「思想的基盤」の範囲の問題とみなし、後者を「現象対策」に関わる問題とみなして検討する。したがって、後者についてはつぎの問題の検討事項とする。

まず、第一部「理論的枠組」では二つのテーマ「環境倫理学は必要か」と「環境に関するもう一つの倫理学」が展開され、前者では二つの論文、①「倫理か便宜か」と②「環境に関わる責任と古典的な倫理理論」が、後者では二つの論文、③「ヘフロンティアまたはカウボーイ倫理」と「救命ポット倫理」とおよび④「宇宙船倫理」が紹介される。

論文①は、ユダヤ・キリスト教の倫理とプラグマティズム・功利主義の倫理が環境を悪化させたといひ、人間以外の世界に対する人間の義務に焦点を合わせた道徳原理を確立すべきだと説く。論文②は、それに対する編著者自身による批判論文で、ヘウダヤ・キリスト教の倫理とプラグマティズム・功利主義の倫理＝悪者」説を批判し、従来の倫理体系を厳守しないから環境破壊を招くのだ、したがって新しい倫理ではなく現行の倫理をもっと上手く堅持すべきだと主張する。結論として、功利主義的倫理理論の復権によって将来の世代の利益を保護し、平等主義的倫理理論の導入によって人々の平等な保護の確実さを損なうような環境への危害を一切禁じなければならない、という。

論文③と④は、編著者による環境倫理学の基本的な考え方の提示である。そのためにこの両論文では、一般的な倫理モデル、すなわち三つの主要な環境倫理体系、「フロンティアまたはカウボーイ倫理」「救命ポット倫理」「宇宙船倫理」についての紹介とその検討・評価がなされる。「フロンティアまたはカウボーイ倫理」とは、編著者によれば、伝統的な哲学理論とユダヤ・キリスト教にねざした、人間を自然の支配者とみなす人間中心主義の倫理理論である。しかしこの考え方が科学至上主義と無限な資源という幻想を生み、地球を環境危機に陥らせた。そこで

その対案として出されたのが「救命ポット倫理」である。これは、地球はいわばさまざまな救命ポット(国々)が浮かんでいる海であるから、豊かな国が生き残るためには、強制的な人口コントロール、共有の資源の管理、厳格な移民政策をとらなければならないと考える説である。それに対して編著者は、そもそもその前提が疑わしいし、配分的正義の観点からも擁護できないという。すなわち「適度の数の人が乗船しているポット」豊かな国」と「極端に混んでいるポット」貧しい国」の間には配分に関して完全な正義の実現は不可能で、豊かな国のみを保護することになるからだ。したがってこの考え方は、公平、配分的正義、民主主義的決定、生き残ることの価値、等の問題を未解決のまま残すことになる。そこで、環境に関わる第三の枠組として、編著者が、問題点を修正しながらも、推奨するのが「宇宙船倫理」である。このモデルでは、太陽エネルギーのインプットに依存しながらも、相対的に閉じられた有限なシステムとしての地球を「宇宙船地球号」と見なして、その存続を考えるようとする。「宇宙船倫理」の提唱者たちは、もともと人類と自然の福利はともに密接に結びついているのだから、他方を徹底的に損なうことなしにはいずれか一方に優越性を与えることは不可能であると主張するが、編著者はこの考えに与したうえで、この理論は、前二者のモデルと異なり、人間が自然に対して優位にあることも、裕福な救命ポットの乗組員が貧しい救命ポットの乗組員に対して優位にあることも認めない故に、環境政策にとって有効なモデルだという。編著者によれば、環境倫理の論争の核心には、資源の枯渇や汚染といった物質的な問題の解決だけでなく、環境の安全性を守るための非民主的な方法によってもたらされた精神的危機をいかに解決するかという問題も含まれる。こうして、環境危機がもつ精神的・人格的次元の問題に関して、各人の心と環境に関わる習慣との両者を変革するために、「宇宙船倫理」にその解決の可能性がある、と結論される。

\* ここで編著者のいう「環境の安全性を守るための非民主的な方法によってもたらされた精神的危機をいかに解決するかという問題」すなわち「環境危機がもつ精神的・人格的次元の問題」に関して「各人の心と環境に関わる習慣との両者を変革するため」には環境に関する目的としての「意識改革」が必要であり、まさにそれを説く部門をここでは「思想的基盤」と名づけたのである。それに対して、「資源の枯渇や汚染」といった物質的な問題の解決」については手段としての「対症療法」が必要で、それを考える部門をここでは「現象対策」と規定した。

つぎに第二部「権利・義務・環境」では、五つのテーマがあつかわれている。すなわち「未来世代の権利」、2「自然物の権利」、3「動物の権利」、4「住みよい環境への権利」、5「消費制限の義務」である。

1「未来世代の権利」では、基本的には未来世代の権利を認める立場に立つ二つの論文をとりあげる。ただしお互いにその論点が異なる。論文①「未来世代に対する道徳性」では、利己主義的な倫理の観点から未来世代に対する可能な義務を見出す、その義務を社会契約論的に基礎づけることはできない、と主張する。そうして未来世代に対する義務を、もっぱら人間の本性としての利己心に基礎づける。人間は、利己的な存在として社会生活を営むためには社会契約は有効であるが、しかしそれは時間的に限定された現代に通用する議論だから未来に対しては有効ではない、という。すなわち、人間はその本性上未来を志向し、意思決定とは、現代人が未来における結果という観点から、未来の行為のために出された結論であって、推量・推測・予測・計画・想像によってすでに未来を訪れている。こうして現代世代は、未来に対する関心から、利得を手に入れるのである。それに対して編著者自身による論文②「テクノロジー・環境・世代間の公平」は、現代のテクノロジーがもたらした永続的な毒性をもつ産物（有機化学物質、核分裂廃棄物等）を残すことは未来世代への義務違反である、という観点から出発する。そうして未来世代に対して私たちを義務づける社会契約を肯定し、社会契約は時間的に制限されないと主張する。世代間倫理の社会契約の前提として、世代へ……A—B—C—D……では、世代Aが世代Bのために、BはCのために、CはDのために——という図式が認められるという。さらにこの世代間の相互性を支える概念の定式化の可能性の一つを、日本語の「恩」に求める。しかしこの論文では、未来世代の権利を認めた場合の問題点を二点指摘してこういう。すなわち、第一に、未来のすべての個人の利害を考慮することは不可能であるし、それを満たすことはいっそう不可能である。第二に、現に生存している人々の権利、ことに貧困者や市民権をもたない人たちの権利がそれによって減少されるかもしれない。結局、この問題の完全な解決策はないが、現在か未来かの二者択一の問題ではないことを確認して、優先権の問題として調整しなければならない、と結論される。

2「自然物の権利」は、二つの論文、すなわち土地倫理の必要性を説くものと、むしろ中立の立場から、「自然

物の権利」の可能性と条件作りが考察される論文とからなる。論文①「土地は生きなければならぬ」では、人間と自然は生態学的に相互依存の関係にあるから、生きているものばかりか、水や土のような生きていない存在もすべて平等であり、道徳的、法的権利の保有者としても平等であって、私たちに尊重される価値をもつ、と説く。論文②「倫理と自然物の権利」は編著者のもので、自然物の権利を認めるための根拠を、「人間の福祉」と「生態系全体の利益」という二つの観点からその可能性を論じて、自然物の権利を認めることに関する哲学的な問題点と実際上の問題点を考察する。結論として、この問題は「地に満ちて地を従わせよ」(『創世記』一・二八)と「火を兄弟として水を姉妹として受け入れよ」(アッジジのフランチェスコ)の選択問題だと説き、自然を征服するのではなく、自然を受け入れることに希望をもとう、という。

3 「動物の権利」では、動物の権利を認めるか否かという論争点をもった二つの論文が検討される。論文①「動物の解放」では、権利は存在者間の事実的な平等にあるのではなく、道徳的平等にもとづく、という観点から、人間も他の動物も苦痛を感じる能力がある以上、両者ともに等しく認められるべき利害があると主張する。その論拠として、ベンサム「平等の根拠は、理性があるとか言語能力があるとかにあるのではなく、苦痛を感じるができる」ところにある」という所論が引かれる。それに対して論文②「(動物の解放)に対する一つの批判」では、権利を決定しようとするときに、道徳的な平等だけを考慮することはできず、事実的な要件も大いに関係があるから、動物にも人間の利害と同等の権利があると主張することは無意味である、という。その論拠として、人間が生態系の一員なら、その食物連鎖システムの一環として、植物だけでなく動物の肉も捕食する存在であることは否定できないという事実をあげる。ただし、編著者によれば、動物に関わる人間の義務が無視されがちであり、人間が多くの過ちを犯してきた動物の権利について、検討し見直すことは重要である、と確認している点で両者は一致している。

4 「住みよい環境への権利」では、論文①「エコロジーと権利」と論文②「自由・誠実・友愛のパラドックス」に論争させる。論文①は、私たちには住みやすい環境に対する権利が存在すると主張し、それに伴う哲学的難点に

言及しながらも、その論拠として、こうした権利は人が自らの人間的能力を実現するために不可欠であるという点をあげる。しかし現在のところ、住みやすい環境への権利は人権とみなされてはいても、広く法的な権利があると認められているわけではない、と留保をつけながらも、環境の危機によって私たちは、これまで人間の基本的権利とされてきたものの一部を否定する、あるいはそれらの権利を制限する必要に迫られている、と結論する。そして同時に、それらの権利を具体化している諸制度を作り替える時期にきている、という。それに対して論文②は、多くの法廷で争われた裁判の事例をあげながら、この権利が法的に有している様々な側面は、論文①が示唆するほど単純なものではない、と主張する。それによれば、どんな事例においても、そうした権利が侵害されたとか、保護されるべきである、ということを立てるのは困難であり、この困難の根底にあるのは、環境に関する財と害悪とが絡まりあって複合的性情をもっている点にある、という。したがって、理論的にいっても実効性のうえからいっても、環境に関する権利と個人の自由のどちらがより高い倫理的規範あるいはより大きな善を意味するかについて評価を下すことは困難である、と結論される。このテーマにおけるこうした対立は、論者の肩書きどおり、哲学と法学との論争とみなすことができよう。哲学者は有るべき理想を語り、法律学者は、現行の法律とそれによる判例から離れずに、有る現実を直視することに専念しなければならないからだ。

5 「消費制限の義務」は、消費制限は不必要あるいは現行のままでも可、とする二つの論文と、それに反対する編著者の論文の三点からなる。論文①「資源枯渇に関する一経済学者の見解」は、MITリポート『成長の限界』<sup>3)</sup>に反論し、多くの資源には不足が生じないこと、希少な物質には将来新しい代替物が見出されること、合衆国式消費パターンが貧しい国々にとって有益であること、等を主張する。論文②「質素・浪費・必要」は、前論文と同様に、資源消費の現行のパターンが望ましいと主張しその理由を提示する。それによれば、市場は、価格と商品量を制御する機能をもっており、それによって希少な資源を配分する最も効率的な手段と最も望ましい方法がもたらされるという。これらはいわば自由主義経済市場システムの完全な容認である。論文③「自発的に質素にすることと消費を制限する義務」は、この両論文に反対して、資源消費を将来制限しなければ、地球規模の環境危機と政治危機が

やってくるだろうと警告する。その論拠として、そうした制限によって世界資源の分配の公平が実現すること、さらに個人レヴェルでは、見せびらかしの消費の状況から個人を解放してくれること、をあげる。そうして消費を制限することで精神の成長が助けられるという主張に与して、自発的な単純さあるいは質素にもとづく倫理に従うことが提案される。

以上、シュレーダー「フレチェット」が第一部と第二部で論じたところを〈思想的基盤〉としてその要旨によって再構成してみたが、強いていえば、前者は総論、後者は各論の色彩が濃いということができよう。

こうした思想的基盤を広範に検討しさらに簡潔に整理したのが、加藤尚武<sup>(5)</sup>の説である。それによれば、環境倫理学には三つの基本主張があるといい、おおよそつぎのようにまとめられる。

(1) 「自然の生存権の問題」 人間だけでなく、生物の種、生態系、景観などにも生存の権利があるので、勝手にそれを否定してはならない。——人間だけに生存権があり、自然物に生存権がないとすると、人間の生存を守るという理由があれば、結局は自然破壊が正当化されてしまう。人間には他の生物よりも生存の優先権があるという人間優先主義を否定しなければならない。

(2) 「世代間倫理の問題」 現代世代は、未来世代の生存可能性に対して責任がある。 環境を破壊し、資源を枯渇させるという行為は、現代世代が加害者になって未来世代が被害者になるという構造をもっている。加害者と被害者が世代にまたがる時間差をもっている。

(3) 「地球全体主義」 地球の生態系は開いた宇宙ではなくて閉じた世界である。——この閉じた世界では、利用可能な物質とエネルギーの総量は有限である。そのなかで生存可能性の保証に優先権がある。しかも、つぎの世代に選択の形を与えるのではなく、現実の選択可能性を保証しなくてはならない。すると、この原則を守るために、他の価値を犠牲にしなければならなくなる。配分の問題が正義にとって根本の問題となる。

この書は、これらの基本主張を柱に、それぞれにまつわる問題点を解説しながら、環境倫理学に簡潔な展望を与えている。

なお森岡正博は、加藤の整理した三つの主張にほぼ対応するといいつながら、環境倫理の基本的な考え方をつぎのようにまとめる。――「(1)有限な地球環境のもとで人類が生きてゆくための、新しい倫理が必要である。(2)いま生きている人間のこゝとだけでなく、将来世代の人々のことまで含めて、現在の私たちの行動を決めてゆこう(世代間倫理)。(3)人間だけでなく、動物や植物などの生きものをも私たちの一員として配慮して、私たちの行動を決めてゆこう(人間非中心主義)」(文献16)

さらに間瀬啓允<sup>(註)</sup>は、エコフィロソフィー(環境哲学)の主要な課題を「第一に、人間と自然を二元論的に理解しようとする立場に対して鋭く批判的な考察を与えることであり、第二は、自然と人間のあいだに成り立ちうる倫理の基礎づけを与えることである」といって二つに整理し、その視点からさらに敷衍して、その基本的な考え方を三点にまとめている。すなわち

- (1)「自然を支配するという考えを捨てて、自然との共生という考えに転ずること」
  - (2)「自然における生命の位置を見定めて、全体にエコシステムの考えに転ずること」
  - (3)「質を重んじる生活、金では買えない非物質的な価値を尊重する生活に転ずること」
- 以上ここでは環境倫理学における〈他者〉の範囲を知るために、その基本的な考え方のいくつかを提示したが、それについての考察はのちに〈三〉で行う。

## B 現象対策

意識改革としての〈思想的基盤〉に呼応して、さまざまな具体的な方策が論じられている状況をみなければならぬが、その面をここでは〈現象対策〉の理論として検討する。目的が定まれば、そのための手段を考えなければならぬ。その意味で、ついで「手段の説」としての基本的な考え方を整理してみよう。そうした枠組に入れることのできる文献は数多く出版されていて応接に暇がないほどであるが、ここではその一例として、すでに前項で述べたように、シュレーダー・フレチェットの本の第三部と第四部をとりあげ、それに即してまとめてみる。

まず第三部「社会正義と環境」では、二つのテーマ「環境対経済」と「環境対貧民」を取り上げている。前者で

は二つの論文、①「環境十字軍には敬意を表しつつも」と②「経済成長対環境破壊の倫理的問題点」が、後者では二つの論文、③「エコロジーと社会正義」と④「黒人のエコロジー」が検討される。

論文①は、環境保護運動を「環境十字軍 environmental crusade」と名づけ、それに一定の評価を与えつつも、その行き過ぎに対しては批判し、市場システムと経済成長を擁護する。それに対して論文②は、『成長の限界』を論拠として、古典的な市場制度を批判し、ゼロ成長システムを主張する。

熱帯雨林の伐採のような経済的な開発には、人間を優先するか環境を優先するかという議論が絡むが、それには必然的に経済的な弱者の問題が関わってくる。論文③は、エコジストの立場を擁護しながら、環境に対する関心は貧民の利害と競合するという見解に反論して、マイノリティも環境問題もともに共通の利益をもっている主張する。それに対して論文④は、マイノリティを黒人社会を例にして、その利害と環境保護運動の利害とは相互に矛盾している、という。両者に共通な問題は、環境汚染を回避することによって受けるのはその利益だけでなく、費用も公平に分担しなければならないが、それに対して現実にはどのように対応するか、ということである。

第四部「現代のディレンマ」では、さらに具体的な三つのテーマ、すなわち1「人口・個人の自由・公共の善」、2「農業の問題」、3「核エネルギーと放射能汚染」が論じられる。

1「人口・個人の自由・公共の善」の主題は、要するに人口問題である。論文①「共有地の悲劇」は、人間の道徳性は行為とその場所によって決定されるという根本前提に立って、地球を行為の場所としての有限な「共有地」にたとえ、地球が有限である以上、生殖に関する個人の自由は、環境を維持しようという社会の自由を破壊すると主張する。それに対して、論文②「倫理と人口制限」は、権利は社会的目標あるいは環境問題には決して従属しないのであり、生殖の自由は経済的、社会的、あるいは人口学的な効用に優先するより高い価値なのだ、と反論する。

2「農業の問題」では、さらに具体的な汚染問題に関する二つの論文が紹介される。論文①「農業の毒性と発ガンの可能性」では、農業の動物に対する発ガン性が認められても、人間に対する発症の直接の証拠がないかぎり、

その農業の社会的経済的の必要があれば、当の農業の使用を認めるべきである、という。それに対して、編著者自身による論文②「農業の毒性——倫理学的な展望」は、前者の方法論的および倫理的根拠の間違いを指摘したあとで、農業の大量使用に対する実行可能な代替案が存在すること、農業のような化学薬品の広範にわたる使用は、医学的、農業的あるいは経済的理由から不必要であること、の二点を論証する。

3 「核エネルギーと放射能汚染」では、現代の環境問題における最大脅威である核問題をあつかっている。論文①「原子力が健康におよぼす危険」は、原子力発電所が受け入れ可能か否かという問題は、ほとんど技術的な問題だとし、原発によって損害が生じる確率と火力発電所から生じる危険とを比較したうえで、原子力のリスクは受け入れ可能だと主張する。他方、論文②「原子力は単なる技術問題か」は、それに対して真っ向から反対し、核分裂の問題は、本質的に政治的、制度的、道徳的な問題であって、科学的、技術的な問題ではないと論じる。そうして原子力が火力による発電よりも安全で安上がりだとみなされているのは、政府が原子力に莫大な援助を行ったり、それが健康におよぼす多大な影響を無視してきたからにすぎない、と結論する。

なお、〈現象対策〉に関して、もう一つの基本的な考え方を補足しておこう。ドイツにおける環境問題への取り組みの構図について、竹内恒夫（環境庁環境保全活動推進室）はつぎのように報告している（法政大学学生サークル〈ドイツ文化の集い〉・第一教養部・学生部主催〈ドイツ文化講座〉「ドイツ人のエコロジー」、一九九七年四月二五日。ただし、そのとき司会者をつとめた筆者の筆記録によるために、正確さを保証することはできないことを付記し、参考ににとどめる。——(1) エコ右派——環境悪化の原因を経済活動とみなし、それを制限する、もしくはやめさせる。市民は禁欲に徹する。(2) エコ中道——技術で処理する。たとえば車の排ガス規制や交通体系の改革、等。(3) エコ左派——持続可能な開発をめざす。社会・経済機構を環境に合ったシステムに変える。

人間の住環境の悪化が認められれば、その状況を的確に把握して反省し、意識改革をしなければならぬが、そのために〈思想的基盤〉の吟味をとおしてそもそもその目的を確認する作業を欠かすことはできない。しかしこうした理論だけでなく、それを実践面すなわち〈現象対策〉の面で具体的に考察しなければ完結しないというのが、

この部門すなわち「環境倫理学」の特性である。したがって、そうした不都合な結果をもたらした原因を探りそれを除去する方法を講ずる面を考察しなければならぬ。その意味で、環境悪化に関する因果の絡み合いを解きほぐして、その原因を除去する具体的な方策を見出すために、直接に技術開発の面で関わるのが科学であるが、それを実際に適用した場合の効果あるいは問題点を考えるためには、法律、経済、経営、行政、国際政治、等の関与が不可欠である。前者をハード面、後者をソフト面にたとえれば、両者は〈現象対策〉の両輪とみることができ。〈現象対策〉の項で検討した諸論文は、みなそのことを示している。

以上「環境倫理学」の構図を概観するために、〈他者〉の性格ないしは範囲によってその大枠を二つに分けて検討してきたが、狭義にはAを環境倫理学といい、Bは具体的な環境問題であるが、広義に考えればBも環境倫理学に含めることができる。いずれにしても、すでに述べたように環境とは本質的に人間の生き方に関わることだからである。

### 三

人の倫理的な関わりの対象を〈他者〉とみなし、それが徐々に広がっていく状況を吟味してくると、その〈他者〉に自己が巻き込まれ、取り込まれていく経過がみえてくる。鬼頭秀<sup>(1)</sup>は環境倫理学の枠組の変遷を、「人間中心主義 Anthropocentrism」から「生命中心主義 Biocentrism」を経て「生態系中心主義 Ecocentrism」へと移行する流れに集約した。この経過を、対立する〈他者〉から自己を含んだ〈他者〉への変遷と解釈することができるなら、その過程は

- (1) 〈自己 对他者・人間〉—(2) 〈自己 对他者・生物〉—(3) 〈自己 对他者・自然〉

という流れに図式化してみることができる。ここで(3)の〈他者〉としての「自然」には、前二段階の「人間」と

「生物」が含まれ、その意味での自然が「環境」を形成する。この段階の「人間」は、(1)の単なる「他者・人間」すなわち他人としての人間ではなく、自己をも取り込んだ人間である。したがって(3)の段階の「他者」へのはたつきかけには、自己が自己に関与しなければならぬ状況が出来る。それをここでは、自己が自己に言及する構造すなわち「自己言及性」の視点と考える。自己言及とは、自己内観照としての反省ではなく、自己をいったん環境の中に置いて、そこに自己を投げ出して自らの他との相互交渉のさまを見ること、すなわち「自己投影」である。

\* ここでいう「自己言及性」とは、現代思想に共通な認識・実践基盤とみなすことのできる新たな視点であるが、その一般的な意義・構造については、「知の枠組転換のために」と副題を付けて、すでに広範にわたってやや詳しく考察した（「自己言及性」試論）『法政大学教養部紀要』第九三号、一九九五年）。

それに即して考えれば、従来の倫理学の視点は、時空を超越した——漱石が嘆息したような——純粹な人間関係の議論とみなすことができる。したがってそこには、共時的観点と共通空間、すなわち生活の場所という視点がな。要するに、人間対人間という二次元の視点である。それに対して新しい枠組は、時間と空間を導入した三次元の観点をとる。すなわち人と人との間の関係の中に時間・空間、いいかえれば場所、あるいは具体的には自然、さらに具体的には環境を介入させるのであり、それを必然的に生じさせる視点をここでは「自己言及性」と規定したのである。

したがって新しい道徳性は、行為が対人の側面だけで抽象されるのではなくて、それとその場所によって決定されることになる。これについては、G・ハーディンがJ・フレッチャーの著書から引用する文言、「ある行為の道徳性は、その行為が行われた時点におけるシステムの関数である」が的確にいい表している（文献(10)。本論(二)のBの枠内で検討した論文「共有地の悲劇」）。それを敷衍して彼はいう、「行為の道徳性はその行為の置かれているシステム全体を把握することによって決定されるのであって、その行為を写した写真からは、いいかえれば行為の一部を切り取った場面からは評価することはできない、と。さらに「百聞は一見に如かず」という諺を取り上げて、その「一見」の正しさを証明するためには一方言を要するだろう、という。そうしてつぎのように結論づける。

「道徳性がシステムに影響されるということは、これまでほとんどの倫理学者に見落とされてきた。〈汝……するなかれ〉というのが伝統的な倫理的命令の形態であって、これによっては個々の状況は考慮されない。私たちの社会の法律は、昔からの倫理学のパターンを踏襲しており、その結果、複雑で密集した変化しやすい世界を管理するのに、十分に対応できないでいる」(文献(10)、二四七頁、訳書(下)四五六七頁)

ここでいう「〈汝……するなかれ〉という伝統的な倫理的命令」は従来の規範倫理学の主題である。この引用文では名指されていないけれども、それをその倫理学の典型としてカントの定言命法に代表させてみる事ができる。それに対して、「行為の道徳性はその行為の置かれているシステム全体を把握することによって決定される」とは、カントのいう仮言命法とみなすことができる。定言命法は「私は……すべきである」と端的に、無条件に命令するのに対して、仮言命法とは、「もし」という先行条件をもち、「もし私がこの目的を欲するならば、私は……をすべきである」という一般的な形式をもつ。すると「行為の置かれているシステム全体を把握すること」はその行為の条件を示さなければならないことを意味している、とみる事ができる。行為の道徳性をその場所のなかで判定するというのは、その行為の置かれている条件を考えなければならない、ということだからである。したがって、その行為を単独に抽象してみるのではなく、それは「どのような条件のもとでなら」許されるか、を評価規準にしなければならないのである。

\* カントの道徳的命法の議論は錯綜していて、一読して分かりにくい面があるが、仮言命法と定言命法の意義、およびその相互関係、そして定言命法の基本方式とそのヴァリエーションとしての諸方式との関係については、諸説を勘案しながら詳しく論じたことがある(「カントの定言命法とその諸方式について」『法政大学教養部紀要』第六六号、一九八八年)。

こうして新しい道徳性は、カントの道徳的命法に即していえば、仮言命法の性格をおびることになる。たしかにその立場を擁護する側からは、ひいては一般に現代倫理学の立場、あるいはことにメタ倫理学の立場からも、とかくカントの定言命法は評判が悪い。いまは環境倫理にかぎっていえば、たとえば間瀬啓允<sup>(17)</sup>は、人間中心主義倫理の

典型をカントの定言命法、ことに目的自体の方式にみて、それを「人間対人間の関係において成り立つ人格倫理」と規定し、それに対して新しい倫理の立場、すなわち「対自然に関する人間の責任倫理」の立場からはそれを越えていかなければならないものと考ええる。すなわち、カントの目的自体の方式では、人間だけが手段としてではなく目的としてあつかわれなければならないというが、新しい倫理の視点からは、人間以外のものも人間の目的の単なる手段ではなくてそれ自体目的としてあつかわれなければならない、人間中心の「目的の国」というカントの倫理学説はさらに拡大されなければならない、というのである。

たしかに〈人間中心主義〉↓〈生命中心主義〉↓〈生態系中心主義〉図式からみれば、全体として人間非中心主義へと視界が拡張していく過程は否定できない。しかしそれはむしろ表面的な現象面のことであって、それを〈自己対他者〉図式に読みかえてみれば、〈他者〉がどれだけ拡張されようとも、人間中心性は変わらない。どの段階の〈他者〉にも、つねに人間が含まれているからである。そうして最終段階(3)の、人間と生物を含んだ高次の自然としての〈他者〉によって〈自己言及性〉の視点がうまれる経緯についてはすでに考察したが、この〈自己言及性〉には人間が自らを向こう側に見るといふ視点が前提されており、したがってこの概念からは必然的に人間中心性が導かれなければならない。

このように考えれば、新しい道徳性の観点からは、人間中心の定言命法から人間非中心の仮言命法に移行すべきだというのは、たしかに現象面からはそのとおりであるが、しかしその底流の次元からみれば、そう単純な構造ではないことが分かる。もともと定言命法と仮言命法とは二者択一に関わる同位概念ではない。むしろすべての道徳性の根拠が定言命法として方式化されたのであって、仮言命法はそれを根拠にして成り立つ下位次元の方式なのである。すなわち、自然には「平叙形」としての自然法則があるのと同じく、道徳には「命令形」としての自由法則がなければならず、その命令形の根拠を定言命法に込めたのである。定言命法は、具体的に人間に何かを命令する実践法則ではなく、人は自他に対して事あるごとに命ずるが、その根拠は何かという課題に対する解答として説かれたのである。したがって、もし仮言命法を新しい道徳性、すなわち人間非中心の原理とみなすなら、定言命法に

替えてそれを採用せよというのではなく、その根底にそれが成り立つ場所として定言命法を前提しなければならぬのである。

したがって、現象面ではなく、それを支える本質面から考えれば、人間中心主義か人間非中心主義かの二者択一問題ではなく、依然として人間中心性という見方を排除することはできない。しかし、もちろんそれは旧来の単純な人間中心主義ではない。佐倉統<sup>2)</sup>によれば、環境問題の解決のためには、人間・自然の二項対立ではなく、人間を含んだ自然を理解すること、同時に、人間の中に自然（人間の中の環境、すなわち遺伝子）が含まれている状況をも考慮することが重要だという。すなわち、それを本論文の文脈で解釈すれば、そこでは人間はメタ存在として、「人間を含んだ自然」と「人間の中に含まれた自然」を同時に〈自己言及〉しなければならぬ存在だ、ということになる。したがって、その意味で、環境問題はあくまでも人間中心主義でなければならぬ。しかし佐倉に与していえば、それは人間優先のことであって、人間優位という意味での既存の人間中心主義のことではない。

ユクスキユルは「環境世界」という概念を提唱し、およそ動物には独自の環境世界があり、同じ一つの対象物でもそれぞれの動物の体制によってまったく異なって知覚される、と主張した<sup>3)</sup>。いいかえれば、世界は動物の主観によって成り立つ、という議論である。したがってこの世界は、唯一客観的な世界などではなく、それぞれの動物が、ひいては生物が、それぞれの種の体制に即して、自らを中心として描く環境世界なのである。ユクスキユルによれば、それでもなおすべてを包括している客観的な宇宙というフィクションにこだわるとすれば、それはただこのように古くさいフィクションの助けを借りるほうが、お互いに話が通じやすいからというだけのこと、なのである。人間もまた同様に、世界の描き手として、ただし〈自己言及〉する存在として、自然と自己をも含む自らの体制に適合した環境を作りながらそれに関与するのである。もしこれを生物種中心主義と呼ぶなら、人間非中心主義の概念はパラドックスに陥ることになる。人間もまた生物種の一つだからだ。したがって、人間のいない「環境」（環境世界）というのは無意味である。その意味では人間中心主義を排除することはできない。そもそも「環境」という言葉そのものが、人間を含むことを前提しているからである。その考えを敷衍していけば、「自然の権利」も

「世代間倫理」も「地球全体主義」も、すべてこの意味での人間中心主義を原理とし、そのヴァリエーションと解釈することができる。

\* ユクスキュルの「環境世界」は、原語のドイツ語では Umwelt である。これはいまは「環境」と訳されるのが普通であるが、ユクスキュルの「環境世界論」が紹介された頃は、まだ環境問題は一般的ではなく、したがってこのような訳語が当てられた。いまは Umweltproblem, Umweltechnik, Umweltökonomie, Umweltpädagogik などの複合語も広く用いられ、それぞれ「環境問題」「環境技術」「環境経済」「環境教育」などと訳される概念として使われている。したがって現状からいえば、これを「環境」と訳し、環境問題の「環境」と同じ概念とみなして何の不都合もない。そうした文脈からすれば、ユクスキュルを環境問題を取り上げた先駆者の一人に数えることができる。

↑

人間中心主義か人間非中心主義か、という二者択一の視点を〈自己対他者〉図式に移してみると、以上のような新しい展望が開けるが、ここではその論拠のあらましを考えてみた。最後の〈他者〉には人間と他の生物を包括した生態系全体、すなわち自然が含まれ、それが環境を形成する。この環境は生活・行為の「場所」であるから、その観点からすれば、新しい環境倫理学は〈場所の倫理学〉と名づけることができる。

(一九九七年八月下旬脱稿)

#### 文献一覽

- (1) Leopold, Aldo: *A Sand County Almanac: Sketches Here and There*, 1949, 1977, Oxford University Press, New York.  
新島義昭訳『野性のうたが聞える』一九八六年、森林書房
- (2) Carson, Rachel: *Silent Spring*, 1962, Houghton Mifflin, Boston. 青樹築一訳『生と死の妙薬』一九六四年、新潮社  
〔沈黙の春〕一九七四年、新潮文庫
- (3) Meadows, Donella H./ Meadows, Dennis L./ Randers, Jørgen/ Behrens II, William W.: *The Limits to Growth*, A

- Report for The Club of Rome's Project on The Pericament of Mankind*, 1972, Universe Books, New York. 大来佐武 郎監訳『成長の限界——ロー・クラブ「人類の危機」レポート』一九七二年、ダイヤモンド社
- (4) Pasmore, John: *Man's Responsibility for Nature, Ecological Problems and Western Tradition*, 1974, Charles Scribner's Sons, New York. 間瀬啓允訳『自然に対する人間の責任』一九七九年、岩波書店
- (5) Lovelock, J.E.: *Gaia, A New Look at Life on Earth*, 1979, Oxford University Press. スローン・ブレイム・ブラント訳『地球生命圏——ガイアの科学』一九八四年、工作舎
- (6) 立花隆『思考の技術・エコロジー的発想のすすめ』一九七二年、日本経済新聞社(『エコロジー的思考のすすめ』一九九〇年、中公文庫)
- (7) 石牟礼道子『苦海浄土』一九七二年、講談社文庫
- (8) 有吉佐和子『複合汚染』上・下、一九七五年、新潮社(合本、一九七九年、新潮文庫)
- (9) 佐倉統『現代思想としての環境問題』一九九二年、中公新書
- (10) Shrader-Frechette, K.S.: *Environmental Ethics*, 1981, Second Ed., 1991, The Boxwood Press, U.S.A. 京都生命倫理研究会訳『環境の倫理』上・下、一九九三年、晃洋書房
- (11) Nash, Roderick: *Frazer: The Rights of Nature, A History of Environmental Ethics*, 1989, The University of Wisconsin Press, U.S.A. 岡崎洋監修・松野弘訳『自然の権利——環境倫理の文明史』一九九三年、TBのブリタニカ
- (12) 今道友信『エコエティカ——生圏倫理学入門』一九九〇年、講談社学術文庫
- (13) 小原秀雄監修『環境思想の系譜』全三巻(1「環境思想の出現」2「環境思想と社会」3「環境思想の多様な展開」)一九九五年、東海大学出版会
- (14) 鬼頭秀一『自然保護を問いなおす』一九九六年、ちくま新書『環境倫理学の哲学的再検討』日本哲学会編『哲學』第四七号、一九九六年、日本哲学会
- (15) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』一九九一年、丸善ライブラリー
- (16) 森岡正博『生命観を問いなおす』一九九四年、ちくま新書『環境倫理』星野勉・三嶋輝夫・関根清三編『倫理思想辞典』一九九七年、山川出版社
- (17) 間瀬啓允『エコフィロソフィ提唱』一九九一年、法蔵館
- (18) Uexküll, Jakob von/Kriszat, Georg: *Stützpunkte durch die Umwelten von Tieren und Menschen: Deutungslehre*, 1970, S. Fischer Verlag, Frankfurt am Main. 日高敏隆・野田保一訳『生物から見た世界』一九七三〜七五年、思索社